

○上板町老朽危険空き家除却支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害等により倒壊する恐れのある老朽化して危険な空き家住宅（以下「老朽危険空き家」という。）の除却を促進し、町民の安全と安心の確保を図るため、上板町内に在る老朽危険空き家の除却費用の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）及び小規模住宅地区等改良事業制度要綱（平成9年4月1日付け建設省住整発第46号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義については、それぞれ当該各号に定めるもののほか、制度要綱の定めるところによる。

(1) 補助事業

上板町がこの要綱に基づき、上板町内に在る老朽危険空き家の除去に対して補助を行うことをいう。

(2) 所有者

次の者をいう。

ア 空き家住宅を所有する者

イ その他町長がアに掲げる者と同等と認める者

(3) 空き家住宅

補助事業を実施しようとする際に使用されておらず、かつ、今後も居住の用に供される見込みのない住宅をいう。ただし、建て替えを前提とする一時的転居により使用されていない状態の住宅を除く。

(4) 老朽危険空き家

空き家住宅で、次の要件を満たすものをいう。

ア 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅で、住宅地区改良法施行規則第1条第1項各号に掲げる住宅の区分に応じ当該各号に定める別表において、構造一般の程度、構造の腐朽又は破損の程度及び防災上又は避難上の構造の程度の評点の合計が100点以上であるもの。

イ 倒壊すれば接面道路等を閉塞し、避難・救助活動に支障をきたす恐れがあるもの又は隣接住宅等へ被害を及ぼす恐れが高いと認められるもの。

ウ 町長が、倒壊の危険性がある老朽危険空き家として是正指導したもの。

(5) 空き家判定業務

とくしま地方創生空き家判定マニュアルに基づき、町長の依頼により委託機関から派遣された空き家判定士が実施する空き家判定をいう。

(6) 空き家判定士

とくしま地方創生空き家判定士登録要綱に基づき、とくしま地方創生空き家判定士として徳島県に登録された者をいう。

(7) 委託機関

空き家判定士の派遣等の業務を上板町と委託契約した団体をいう。

(8) 施工者

建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者、及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年5月31日法律第104号）第21条第1項による登録を受けた解体工事業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、老朽危険空き家の所有者で、町税等（町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、水道料金、町の各種融資の償還金及び各種公共施設使用料等、町又は関係機関への納入を要するもの。）の滞納がない者及びその他町長が補助対象者として適さない事項の該当者でないと認める者とする。

2 町民の安全と安心の確保を図るためやむを得ないと町長が認める場合に限り、前項への該当の如何にかかわらず補助対象者となり得るものとする。

(補助対象経費等)

第4条 補助事業の対象となる経費、要件、補助額等は、別表1に定めるとおりとする。

2 補助対象外経費は、次の各号に掲げる経費とする。

(1) この要綱以外の補助制度を利用する場合で、当該補助制度で重複計上が認められない経費

(2) 前号に掲げるもののほか、補助対象経費として認められない経費

(空き家判定業務の申込み)

第5条 申請者は、空き家判定業務の申込みをしようとするときは、別表2に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(空き家判定業務の選定等)

第6条 町長は、前条の申込みがあったときは、当該申込みに係る書類等を検査及び必要に応じて関係機関への照会、現地調査等により申込み内容を審査し、空き家判定業務を実施するかどうかを決定し、空き家判定業務選定結果通知書(様式第3号)の交付をもって申請者に通知するものとする。

(空き家判定業務の実施)

第7条 町長は、前条の空き家判定業務選定結果を通知したときは、委託機関に空き家判定士の派遣を依頼できるものとする。

2 空き家判定士は、派遣依頼があった空き家住宅へ訪問し、空き家判定業務を実施する。

3 委託機関は、空き家判定士が実施した空き家判定業務結果の書類を審査した後、その業務結果を町長に報告するものとし、申請者に対し、空き家判定士を通じて業務結果を報告するものとする。

(補助金の交付申請等)

第8条 申請者は、補助金の交付申請をしようとするときは、事業着手前に別表2に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

2 前項の補助金の交付申請をする場合には、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により、仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定等)

第9条 町長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等の検査及び必要に応じて関係機関への照会、現地調査等により申請内容を審査し、適当と認めたものについて補助金の交付を決定し、上板町老朽危険空き家除却支援事業補助金交付決定通知書(様式第6号)の交付をもって申請者に通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第10条 町長は、必要があると認めるときは、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付するものとする。

(事業の着手)

第11条 補助事業の着手は、補助金の交付決定通知後に行わなければならない。

(軽微な変更)

第12条 軽微な変更は、別表1に掲げるもの以外とする。

(変更等の承認の申請)

第13条 申請者は、補助金交付決定後において、別表1に掲げる変更、中止又は廃止の承認を受けようとするときは、別表2に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(変更等の承認等)

第14条 町長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査及び必要に応じて関係機関への照会、現地調査等により申請内容を審査し、適当と認めたものについて申請内容の変更等を承認し、上板町老朽危険空き家除却支援事業変更(中止・廃止)承認通知書(様式

第8号)の交付をもって申請者に通知するものとする。

(状況報告)

第15条 申請者は、町長が必要と認めた場合は、別に定めるところにより補助事業遂行状況報告書(様式第9号)を作成し、町長に提出しなければならない。

(実績報告書等)

第16条 申請者は、補助事業が完了したとき又は中止若しくは廃止の承認を受けたときは、別表2に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

2 前項の報告は補助事業の完了の日又は中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の2月末日のいずれか早い期日までになければならない。

3 申請者は、補助事業の完了に係る別表2に掲げる書類の提出に当たり、消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、その金額(第8条第2項の規定により補助金の交付申請時において、補助金に係る消費税等仕入控除税額を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額)を補助金の額から減額して提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第17条 町長は、前条に規定する実績報告書を受領したときは、添付書類等の確認及び現地調査等により工事内容を検査し、報告書の内容の審査を行い、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、上板町老朽危険空き家除却支援事業補助金交付確定通知書(様式第12号)の交付をもって通知する。

(補助金の請求)

第18条 申請者は、前条の額の確定通知を受けた後、補助金の交付を受けようとするときは、別表2に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

2 申請者は、補助金の受領について除却工事の施工者に委任(以下「受領委任」という。)することができるものとし、受領委任するときは別表2に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第19条 町長は、前条による書類を受領した後に、申請者に対して補助金を支払うものとする。

2 受領委任により補助金の支払いをしたときは、申請者に補助金を支払いしたもののみなす。

(補助金に係る消費税等仕入控除税額の報告等)

第20条 申請者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額(第16条第3項の規定により減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額)を別表2に掲げる書類により速やかに町長に報告しなければならない。

2 町長は、前項の報告があった場合で、補助金返還に相当する場合は、申請者に対し当該消費税等仕入控除税額相当額の補助金の全部又は一部の返還を請求するものとし、返還請求を受けた申請者は、返還請求を受けた額について速やかに町に返還しなければならない。

(帳簿等)

第21条 申請者は、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理保管しておかなければならない。

2 帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表1（第4条，第12条関係）

事業者	対象経費	要件	補助率及び補助額	軽微な変更以外のもの	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
所有者	老朽危険空き家の除却に要する経費（ただし，徳島県内の施工者が施工するものに限り，かつ上板町内の施工者を優先する。）	空き家判定士が空き家判定業務（除却タイプの2次調査）を行ったもの	国事業の補助対象である老朽危険空き家の除却工事費及び除却により通常生ずる損失の補償費の合計額の5分の4以内かつ上限80万円 （ただし，補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときはこれを切り捨てるものとする。）		補助金申請額に変更があるとき

別表2（第5条，第8条，第13条，第16条，第18条，第20条）

提出時期	町長が定める書類
空き家判定業務の申込み時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家判定業務申込書（様式第1号） ・ 建物概要書（様式第2号） ・ 建物の付近見取り図（案内図） ・ 建物及び土地（敷地）の所有者が確認できる書類 ※登記事項証明書，土地家屋名寄帳，その他所有権の証明に必要と認める書類 ・ その他必要と認める書類 ※例：建物及び土地（敷地）所有者の同意書等（申請者と所有者が異なる場合）
補助金交付申請時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金交付申請書（様式第4号） ・ 建物概要書（様式第2号） ・ 建物の付近見取り図（案内図） ・ 建物及び土地（敷地）の所有者が確認できる書類 ※登記事項証明書，土地家屋名寄帳，その他所有権の証明に必要と認める書類 ・ 事業計画書（様式第5号） ・ 見積書（補助対象経費と補助対象外経費の内訳が確認できるもの） ・ 建物の現況写真（全景及び工事予定箇所） ・ 空き家判定結果報告書の写し ・ その他必要と認める書類 ※例：建物及び土地（敷地）所有者の同意書等（申請者と所有者が異なる場合）
補助金交付の変更等承認申請時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金交付変更（中止・廃止）承認申請書（様式第7号） ・ 提出書類のうち変更のあるもの
実績報告時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実績報告書（様式第10号） ・ 補助金精算書（様式第11号） ・ 工事代金請求書の写し ※補助対象経費と補助対象外経費の内訳が確認できるもの ※受領委任有りの場合は，総工事代金から受領委任額（＝交付決定補助金額）を差し引いた金額の請求書の写し（総工事代金・受領委任額・請求金額が確認できるもの） ・ 工事代金領収書の写し ※受領委任有りの場合は，総工事代金から受領委任額を差し引いた金額の領収書の写し（総工事代金・受領委任額・領収金額が確認できるもの） ・ 工事写真（着手前から完了までの写真） ・ 産業廃棄物管理票（マニフェストE票） ・ その他必要と認める書類
補助金請求時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金請求書（受領委任無し：様式第13号、受領委任有り：様式第14号） ・ 補助金交付確定通知書の写し
消費税等仕入控除税額の報告時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費税等仕入控除税額報告書（様式第15号） ・ 補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し ・ その他必要と認める書類